PO 番号:	売主番号:
売主:	MLA 連絡先:

1. 適用関係

- 1.1. 本規約は、パーチェスオーダー (PO) で指定された商品またはサービス (本商品または本サービス) の供給に関して適用される。
- 1.2. 本規約と矛盾する条項が文書、通信、または以前の取引過程において含まれる場合、当該文書、通信、または取引過程に本規約と同様の条項が含まれている場合であっても、本規約は当該矛盾する条項に優先する。
- 1.3. サプライヤーが PO の受領後 2 営業日以内に MLA に反対の旨を通知しない限り、サプライヤーは本規約で発注を受諾したとみなされる。

2. 本商品・本サービス

- 2.1. サプライヤーは、本商品が PO に記載された MLA の仕様を満たし、技術文書等の必要な指示書及び取扱説明書を添付しなければならない。
- 2.2. サプライヤーは、PO に記載された予定表及び仕様並びに当事者間で合意されたその他の書面による条件に従って本サービスを提供し、本サービスに関する MLA の合理的かつ適法な指示に従わなければならない。

3. 保険

3.1. サプライヤーは、良識のある事業者として合理的に期待される水準で、PO に基づく義務の履行をカバーするのに十分な保険を維持しなければならず、MLA の要求があるときはその証拠を提供するものとする。

4. 引渡し

- 4.1. サプライヤーは、PO に指定された引渡日時に、本商品を引渡住所において引渡さなければならない。引渡住所が指定されていない場合、本商品はMLA の施設で引渡されるものとする。引渡日時が指定されていない場合、本商品は合理的な期間内に引渡されるものとする。MLA は、サプライヤーへの合理的な通知により、当該引渡日時を変更することができる。
- 4.2. 引渡しは、別途 PO で記載される指示に従わなければならない。
- 4.3. サプライヤーは、本商品の梱包、保管、引渡しに関わるすべての費用を負担するものとする。

5. 受領、危険及び所有権

- 5.1. 本商品の所有権及び危険は、受領時に MLA に移転する。
- 5.2. 本商品は、権限を与えられた MLA の代理人が検査をし、MLA がサプライヤーに受領の通知をした時点で受領されるものとする。
- 5.3. 不合格となった本商品は、サプライヤーが危険を負担して、MLA が保管する。他の権利に加えて、MLA が商品を不合格とした場合、サプライヤーは MLA の選択により、商品の交換または購入価格の払い戻しを行わなければならない。

6. 支払い

6.1. MLA は、下記各条件のもと、PO に指定された支払条件で、PO に指定された代金、手数料、または合理的な費用をサプライヤーに支払うものとする。(a) 項目別タックス・インボイスの受領、(b) MLA による本商品の受領、(c) MLA を合理的に満足させるに足りる本サービスの提供、(d) 費用については、MLA の合理的な要求に応じて、サプライヤーが、費用が発生したことを証明するための文書を提供すること。

6.2. 商品またはサービスの取引の一環として支払うべき税金は、 PO に記載されるものとする。記載されていない場合には、 各当事者がそれぞれの税金を負担するものとする。

7. 安全

- 7.1. サプライヤーは以下の事項を遵守しなければならない。(a) 本サービスから生じる安全衛生上のリスクを管理するため に十分なプロセスと手順を踏むこと、(b) 本サービスの提供 及び本サービスの実施場所(実施場所)が、適用されるすべての労働安全衛生に関する法を遵守していること。
- 7.2. サプライヤーは、(a) 実施場所で本サービスを提供するため に必要なすべての準備と調整に単独で責任を負うものとし、(b) 安全上のリスクが発生した場合、または事故が発生した場合には、直ちに MLA に通知し、当該リスクまたは事故に関連して MLA の合理的かつ合法的な指示に従わなければならない。

8. プライバシー

本規約に基づく、または本規約に関連する個人情報に関して、サプライヤーは、(a) 関連するプライバシー法及びデータ保護法(商品またはサービスが提供される地で適用される法律含む)を遵守し、(b) MLA の書面による事前の同意なしに、かかる個人情報をいかなる個人または団体にも開示してはならない。

9. 機密保持

- 9.1. MLA の秘密情報には、本規約の目的で MLA から提供されたすべての資料及び情報並びに本サービスの提供を目的として生じたすべての資料及び情報 (ノウハウや企業秘密を含む) (契約資料) が含まれるものとする。
- 9.2. サプライヤーは、PO の期間中または期間終了後に、(a) 本 規約に基づく義務の適切な履行過程を除き、本規約の内容 または MLA の機密情報を開示し、(b) MLA に損失を与える可能性のある方法、または本規約で想定されていない方法で MLA の機密情報を使用してはならない。
- 9.3. サプライヤーは、MLA の要求に応じて、(a) 契約資料を含むサプライヤーの管理下にある MLA の機密情報及びその他の MLA の財産を含むすべての資料を MLA に提供し、(b) その管理下にある当該資料のすべての電子コピーを永久に削除するものとする。

10. 知的財産

- 10.1. サプライヤーは、本サービスの提供から生じるすべての知的財産を、発生時に、MLA に譲渡するものとする。サプライヤーは、本サービスの提供を補助する者が本サービスの提供において知的財産を生じさせた場合には、すべての知的財産を当該補助者から MLA に譲渡させなければならない。サプライヤーは、MLA への本サービスの提供のためにのみ、これらの知的財産を使用することができる。
- 10.2. サプライヤーは、MLA の書面による事前承諾を得た場合を除き、MLA のロゴ、商標、商号を使用してはならない (サプライヤーの出版物や資料で使用する場合も含む)。

11. 人事

- 11.1. PO において指名されている者がいる場合、サプライヤーは、 当該指名された者に本サービスの提供を補助させなければ ならない。
- 11.2. サプライヤーは、本サービスの全部または一部を再委託する場合、事前に MLA の同意を得るものとする。MLA はその契約条件を承認しなければならない。サプライヤーが再委託先を指名した場合、サプライヤーは本サービスを遂行する第一義的な責任を負うものとし、当該再委託先に本規約を

遵守させなければならない。

12. 保証

サプライヤーは以下の事項を保証する。

- (a) 本規約及び PO に基づく義務の履行にあたり、すべて の法律及び規則を遵守すること。
- (b) すべての本商品は、許容可能な品質であり、欠陥がなく、目的に適合しており、支障がないこと。
- (c) 本商品は、あらゆる法的要件に従って製造されており、 第三者の権利を侵害していないこと。
- (d) 本商品に保守義務または保証(当初の製造者による保証を含む)が適用される場合、サプライヤーはその義務の履行または保証の利益の MLA への移転を行うこと。
- (e) 本サービスの提供及び MLA による契約資料の使用が、 第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
- (f) 本サービスが、プロフェッショナルな方法で、適切な 技術と注意を払って提供されること。

13. 終了

- 13.1. MLA は、サプライヤーが本規約または PO に基づく義務に著しく違反し、MLA からの通知後 14 日以内に違反を是正しないときには、通知により PO を直ちに終了することができる。
- 13.2. MLA は、本商品が発送されていないことを条件に、14 日前の 通知をもって、本商品の PO を終了することができる。両当 事者は、この解除権は、MLA の購買プロセスにおけるビジネ スの効率性および柔軟性を維持するために合理的に必要で あることに同意する。
- 13.3. MLA は、1カ月前の通知をもって、本サービスの PO を終了 することができる。

14. MLA ポリシー

- 14.1. サプライヤーは、MLA ポリシーが本規約及び各 PO に組み込まれていること、本規約及び各 PO に基づいて行われるすべての活動が MLA ポリシーに準拠しなければならないことに同意するものとする。
- 14.2. MLA は、14.1 に定めるサプライヤーが遵守しなければならない MLA ポリシーにつき重大な変更があった場合、サプライヤーに対し、通知をする(変更通知)。その変更がサプライヤーとって不利益であり、サプライヤーがその変更に同意しない場合、サプライヤーは変更通知を受け取ってから 30 日以内に MLA に書面で通知しなければならない。その場合、(a)既存の MLA ポリシーは、現行の PO に引き続き適用され(法律に準拠するために必要な変更を除く)、(b)変更された MLA ポリシーは、当事者間で書面による別段の合意がない限り、変更通知の日付以降に締結された PO に適用される。

14.3. MLA ポリシーとは、

(a)MLA の贈収賄・汚職防止ポリシー

(https://www.mla.com.au/globalassets/mla-

corporate/about-mla/documents/who-we-are--corporategoverance/anti-bribery-and-corruption-policy-

2020. pdf)

(b) MLA のプライバシーポリシー

(https://www.mla.com.au/general/privacy/)及び

(c)MLA の行動規範

(https://www.mla.com.au/globalassets/mla-

 $\frac{corporate/about-mla/documents/who-we-are--corporate-}{goverance/code-of-business-conduct-and-ethics-}$

082020. pdf)

雑則

15.

- 15.1. 本規約は、サプライヤーと MLA との間に、代理関係、パート ナーシップ、雇用関係を構成するものではない。
- 15.2. 本規約及びすべての PO は、以下の表に記載されている法律 に準拠する。本規約の存在、有効性、解釈、履行、遂行、 及び適用される救済措置に関する問題を含め(ただしこれ

- に限定されない)、本規約に起因または関連するあらゆる紛争、相違、論争、または請求は、以下の表に記載された地の裁判所を専属管轄とする。
- 15.3. 本規約及びすべての PO は、両当事者が署名した書面によってのみ変更することができる。
- 15.4. 本規約に基づくすべての通知は、書面で行われなければならない。
- 15.5. 本規約は、英語及び以下の表に記載されている現地語で記載される。
 [http://www.mla.com.au/purchase-terms] にアクセスして、現地語版を確認することができる。本規約の英語版と現地語版の間に解釈の違いがある場合、英語版が優先され、現地語版は英語版に適合するように修正されるものとする。

商品やサービ スが提供され る場所	裁判所	法律	現地語
日本	東京	日本	日本語
韓国	ソウル	韓国	韓国語
中国	上海	PRC	中国語
台湾	シンガポール	シンガポー ル	中国語
ASEAN (インド ネ シ ア を 除 く)	シンガポール	シンガポール	英語
インドネシア	シンガポール	インドネシ ア	バハサ
MENA (中東・ 北アフリカ諸 国)	ドバイ国際金 融センター	ドバイ国際 金融センタ ー	アラビア語
ロンドン/EC	ロンドン	イングラン ド	英語
米国/メキシコ	ニューヨーク	ニューヨーク	英語